



# 島根県報

令和4年9月13日（火）

第 345 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2

**【特定調達公告】**

島根県立高等学校における電子黒板調達に係る一般競争入札の落札者等	（教育指導課）	2
----------------------------------	---------	---

**【選管告示】**

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		3
---	--	---

**告 示****島根県告示第619号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	けあビジョンホーム出雲訪問介護	出雲市斐川町莊原2320番1	令和4年10月1日

**島根県告示第620号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和4年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
園山 浩紀	消化器内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	令和4年8月31日
植嶋 千尋	外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	令和4年8月31日

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年9月13日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

## 1 件名及び数量

島根県立高等学校における電子黒板調達 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地

## 3 落札者を決定した日

令和4年8月5日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社プロビズモ 代表取締役社長 金子 寛児 島根県出雲市駅南町2丁目4番地15

## 5 落札金額

39,983,361円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年6月24日

**選挙管理委員会告示****島根県選挙管理委員会告示第38号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年9月13日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

- |   |   |         |
|---|---|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 11,107  |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 159,224 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
|   | 松江選挙区   | 55,313  |
|   | 浜田選挙区   | 14,519  |
|   | 出雲選挙区   | 47,175  |
|   | 益田選挙区   | 12,599  |
|   | 大田選挙区   | 9,420   |
|   | 安来選挙区   | 10,466  |
|   | 江津選挙区   | 6,348   |
|   | 雲南・飯石選挙区  | 11,676  |
|   | 仁多選挙区   | 3,431   |
|   | 邑智選挙区   | 5,026   |
|   | 鹿足選挙区   | 3,685   |
|   | 隠岐選挙区   | 5,460   |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）     | 159,224 |